

永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例施行規則を次のように公布する。

令和7年12月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第24号

永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例(令和7年永平寺町条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休日)

第2条 条例第3条の規定により規則で定める子どもの屋内遊び場(以下「遊び場」という。)の利用時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(2) 休日は、水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、利用時間及び休日を変更することができる。

(利用者の守るべき事項)

第3条 遊び場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 遊び場の施設、設備若しくは備品を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物の類を携行しないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

(4) 他人の遊び場の使用を妨げ、又はそのおそれのある行為を行わないこと。

(5) 遊び場のほかに備品を持ち出さないこと。

(6) 遊び場内で許可なく寄附の募集又は物品の販売等を行わないこと。

(7) 遊び場内で所定の場所以外での飲用を行わないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和7年12月19日から施行する。